

## 【太子町居住者対象】

# 令和4年12月29日（木）～令和5年1月3日（火）に陽性者となった方へ 新型コロナウイルス感染症自宅療養者への食料品等の支援について

茨城県においては、**陽性者となり自宅療養中であっても、症状軽快から24時間経過した方、無症状者**は、必ずマスクを着用する等の感染対策を徹底し、公共交通機関を使用しないで、食料品等の買い出しなどの必要最小限・短時間の外出を行うことは差し支えないとしています。

また、**無症状の濃厚接触者（同居家族）**も感染対策を講じて必要最小限・短時間の外出を行うことは差し支えないとしています。

町では、親戚・友人等から支援を受けることができない方、ご自分での購入が困難な方に食料品等をお届けする支援を実施しています。支援にあたっては、世帯情報や感染状況等を聞き取りさせていただきますのでご了承ください。

### 1 支援対象者

陽性者となり自宅療養をしている太子町居住者及び濃厚接触者（同居家族）のうち、親戚・友人等から支援を受けることができない方、ご自分での購入が困難な方

### 2 申込受付日時 及び 申込方法

申込受付日時は次のとおりとなります。

太子町役場健康増進課へ電話で申込みください。電話72-6611

申込受付日時	令和 4年12月30日（金）	10:00～12:00
	令和 5年 1月 2日（月）	10:00～12:00
	令和 5年 1月 4日（水）以降	平日8:30～17:15

### 3 支援内容

次の(1)及び(2)の支援をします。支援は原則1人1回（世帯の場合は一括）としますが、療養状況等により再支援にも対応いたします。

- (1) 1人当たり5日分相当の食料品（レトルト食品等）を提供します。内容について指定することはできません。
- (2) アルコール、マスク等を提供します。世帯構成により数量に調整があります。

### 4 配送方法

町職員が食料品等を入れた箱を電話で決めた時間に玄関前に置き配します。

### 5 費用負担

無料

### 6 その他

- (1) 支援に対応する期間は、国が指定する自宅療養等期間内とします。
- (2) この支援に関して取得した個人情報、いっさい外部に公表いたしません。